

鉱山保安法適用施設における水銀・カドミウムの環境規制に関する省令の改正について

平成30年3月
産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 改正の背景

[1] 水銀に関する水俣条約の発効に伴う改正

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）改正により、水銀排出施設に関する規制が実施される。

水銀排出施設に関する規制について、大気汚染防止法第27条第1項では、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）等（※）の適用を受ける施設については、大気汚染防止法の一部の規制を適用せず、それぞれの法律に基づき規制を行う旨、規定している。

このため、大気汚染防止法に基づく規制と同様の規制を措置するべく、以下の省令を改正する。

- ・鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）
- ・鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成16年経済産業省令第97号）
- ※電気事業法、ガス事業法についても同様に一部の規制を適用せず、それぞれの法律に基づき規制を行うよう定められているが、別途手当をしているところ。

[2] カドミウム判定基準改正に伴う改正

廃棄物最終処分場からの放流水及び産業廃棄物のカドミウム含有量については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づく省令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号））で判定基準（上限）が定められている。

鉱山保安法の規制適用を受ける施設については、廃掃法によらず、鉱山保安法において規制を行うこととされているところ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について（昭和46年環整45号）第一の2）、廃掃法に基づく判定基準の改正（鉱さいに係る判定基準 0.3mg/l ⇒ 0.09mg/l）と同様の規制を行うため、以下の省令の改正を行う。

- ・鉱山保安法施行規則
- ・鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令

[3] その他

他の省令との整合性等の観点から、上述の省令について、その他所要の改正措置を講ずる。

2. 主な改正事項

[1] 水銀に関する水俣条約の発効に伴う改正

【鉱山保安法施行規則】

(1) 定義の追加（第1条第2項）

水銀排出施設の定義を追加。

(2) 水銀等による鉱害防止措置義務等の追加 (第20条の2)

水銀等を含む鉱煙の処理について、鉱業権者が講ずべき措置を追加。

- ① 鉱業権者の水銀等による鉱害防止措置義務を規定。
- ② 水銀排出施設における水銀等の排出基準を規定。

(3) 報告事項の追加 (第46条)

- ① 報告対象として鉱山保安法第41条第1項に掲げる災害に、水銀排出施設から大気汚染防止法の排出基準に適合しない水銀等を排出したことを追加。
- ② 報告対象として鉱山保安法第41条第2項に掲げる災害その他保安に関する事項に、「水銀排出施設の使用の方法」、「水銀等の処理の方法」等を追加。

(4) 特定施設の追加 (別表第二)

工事計画の届出 (鉱山保安法第13条) の対象となる施設 (特定施設) に、「水銀排出施設」を追加。併せて、製錬場等、水銀排出施設を含む可能性のある施設について、当該施設を含む場合、届出項目に「水銀排出施設の構造」を追加。

(※) 特定施設の追加等に伴い、(内規) 工事計画の記載事項についても変更予定

(5) 経過措置

現に設置されている水銀排出施設についての水銀等の量については、当分の間、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令附則別表第一の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量をもって規制すると規定。(附則)

【鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令】

(1) 鉱山等に設置される施設が鉱害の防止のために満たすべき基準に水銀等を追加 (第5条)

- ① 水銀等の排出基準を規定。
- ② 水銀濃度の測定方法を規定。

(2) 経過措置

現に設置されている水銀排出施設についての水銀等の量については、当分の間、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令附則別表第一の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量をもって規制すると規定。(附則)

[2] カドミウム判定基準改正に伴う改正

鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に定めるカドミウムの判定基準を、0.3mg/l から 0.09mg/l に改正する。

3. スケジュール

平成30年4月1日

施行